

看護師等養成所運営費補助金交付要綱

昭和50年7月21日
50衛医看第314号

改正	昭和54年8月24日 54衛医看第243号	平成10年10月27日 10衛医看第909号	平成27年7月9日 27福保医人第895号
	昭和55年8月1日 55衛医看第145号	平成11年10月22日 11衛医看第938号	平成31年3月29日 30福保医人第2570号
	昭和56年9月11日 56衛医看第207号	平成12年11月29日 12衛医看第1052号	令和7年11月6日 7保医医人第1912号
	昭和57年8月10日 57衛医看第250号	平成13年12月19日 13衛医看第1185号	
	昭和59年8月31日 59衛医看第325号	平成14年3月29日 13衛医看第1649号	
	昭和60年9月27日 60衛医看第371号	平成15年1月14日 14健医人第1477号	
	昭和61年9月29日 61衛医看第338号	平成15年12月19日 15健医人第1706号	
	昭和62年9月30日 62衛医看第376号	平成16年12月3日 16福保医人第532号	
	昭和63年8月10日 63衛医看第275号	平成17年9月6日 17福保医人第1077号	
	平成元年11月9日 元衛医看第674号	平成18年12月4日 18福保医人第1543号	
	平成2年11月19日 2衛医看第603号	平成19年12月12日 19福保医人第1584号	
	平成3年8月26日 3衛医看第416号	平成20年11月11日 20福保医人第1386号	
	平成4年8月26日 4衛医看第383号	平成21年7月3日 21福保医人第640号	
	平成5年7月30日 5衛医看第394号	平成22年4月22日 21福保医人第2524号	
	平成6年11月8日 6衛医看第760号	平成23年4月11日 22福保医人第2648号	
	平成7年12月1日 7衛医看第915号	平成24年4月12日 24福保医人第20号	
	平成8年10月2日 8衛医看第714号	平成25年4月19日 25福保医人第171号	
	平成9年10月7日 9衛医看第771号	平成26年6月10日 26福保医人第624号	

看護師等養成所運営費補助金交付要綱

第1 目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）に対し、保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成を行うために要する経費を補助することにより、その教育内容を充実させ、もって都内における看護師等の充足を図り、都民の生命と安全の確保に寄与することを目的とする。

第2 補助対象

法に基づき指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）を運営する事業、「看護師養成所3年課程」導入促進事業（准看護師養成所から看護師養成所3年課程の設置を予定しているものを対象とし、准看護師養成所から看護師養成所3年課程の移行準備に必要な専任教員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものをいう。）、「助産師養成所」開校促進事業（助産師養成所の設置を予定しているものを対象とし、助産所養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものをいう。）及び「看護師養成所」修業年限延長促進事業（看護師養成所の修業年限の延長を予定しているものを対象とし、看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラムの作成等を行うものをいう。）で、次に掲げる者が設置するもの。ただし、「看護師養成所3年課程」導入促進事業及び「助産師養成所」開校促進事業にあつては、看護師養成所3年課程及び助産師養成所の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

- (1) 特別区及び市町村（ただし、特別区は修業年限延長促進事業のみ対象とする）
- (2) 日本赤十字社
- (3) 社会福祉法人
- (4) 国家公務員等共済組合及びその連合会
- (5) 健康保険組合及びその連合会
- (6) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (7) 学校法人及び準学校法人
- (8) 医療法人
- (9) 一般社団法人及び一般財団法人

ただし、上記のうち、(8)及び(9)については、学校教育法第124条に定める「専修学校」又は同法第134条に定める「各種学校」の認可を受けていないものを除く。（ただし、助産師養成所及び看護師等養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

第3 補助金の交付額

この補助金は予算の範囲内で交付するものとし、次により算出するものとする。

- (1) 市町村の事業にあつては、毎年度別に定める別表1（基準単価A）の第1欄に定

める(1)自治体立養成所の養成所ごとの基準額に別表3に定める調整率を乗じて得た額と、別表2(基準単価B)の第1欄に定める(1)自治体立養成所の養成所ごとの基準額の合計額、その他の法人の事業にあつては、別表1(基準単価A)の第1欄に定める(2)民間立養成所の養成所ごとの基準額に別表3に定める調整率を乗じて得た額と、別表2(基準単価B)の第1欄に定める(2)民間立養成所の養成所ごとの基準額の合計と、各別表の第2欄に定める対象経費の実支出額合計を比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から入学金、授業料その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)を2倍した額を交付額とする。

第4 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都の指示に従い、看護師等養成所を運営する事業にあつては別紙様式1による申請書を、「看護師養成所3年課程」導入促進事業にあつては別紙様式3による申請書を、「助産師養成所」開校促進事業にあつては別紙様式5による申請書を、「看護師養成所」修業年限延長促進事業にあつては別紙様式7による申請書を知事の指定する日までに提出しなければならない。

第5 補助金の交付の決定

- (1) 知事は、第4による補助金の申請金の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- (2) (1)の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができるものとする。

第6 補助金の交付の決定の通知

知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変そ

の他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費並びに補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付をすることができるものとする。
- (4) (3)による補助金の額の当該経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械及び器具を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴することができるものとする。

5 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 知事は、補助事業者が、(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができるものとする。
- (3) (2)の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が

補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、10の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

6 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後1か月以内又はこの交付の決定に係る都の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、都の指示に従い、看護師等養成所を運営する事業にあつては別紙様式2による実績報告書を、「看護師養成所3年課程」導入促進事業にあつては別紙様式4による事業実績報告書を、「助産師養成所」開校促進事業にあつては別紙様式6による事業実績報告書を、「看護師養成所」修業年限延長促進事業にあつては別紙様式8による事業実績報告書を提出しなければならない。

また、2の(3)の規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。

- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式9により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方小消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、6の規定により事業実績報告書を受けた場合においては、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

8 是正のための措置

7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

9 財産の管理等

- (1) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 2の(4)の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

11 補助金の返還

- (1) 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

12 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が 10 の(1)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

12 の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

12 の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 他の補助金の一時停止等

- (1) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができるものとする。

16 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第8 補助金の交付

この補助金の交付の条件は、原則として年1回概算払により行うものとする。

第9 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第10 指導及び監督

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより補助金の交付の目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うものとする。

第11 補 則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）及び「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和37年財主調発第20号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成10年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成11年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成12年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成13年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとする。